

「**肝炎**」は、重症化させないことが大切！

初回精密検査・定期検査の費用には 助成があります

肝炎ウイルス検査で**陽性**と判定された方は、
早めに精密検査を受けましょう。



肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで
療養中の方は、**定期検査を受けましょう。**

対象者

初回精密検査

- ・自治体及び職域が実施した肝炎ウイルス検査、妊婦健診時及び手術前に実施された肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方
- ※陽性と判定されてから請求までは期限があります。詳細はお住まいの都道府県にお問い合わせください。

定期検査

- ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

助成条件

初回精密検査

- ・定期的な状況確認の連絡(フォローアップ)を受けることに同意された方

定期検査

- ・定期的な状況確認の連絡(フォローアップ)を受けることに同意された方
- ・B型・C型ウイルス性肝炎治療医療費助成の受給者証の交付を受けていないこと

助成回数

初回精密検査

1回

定期検査

2回/年（初回精密検査を含む）

※具体的な検査費用助成の内容については、お住まいの都道府県にお問い合わせください

対象者（詳細）及び提出資料

●初回精密検査

A. 府、京都市、市町村が実施する肝炎ウイルス検査の陽性者

対象者	京都府に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者 □ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 □ 1年以内 に府（府保健所、府検査委託医療機関）、京都市（下京区役所、市検査協力医療機関）、市町村（健康増進事業に基づくもの）が実施した肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者 □ 府又は市町村の行うフォローアップ（定期的に受診状況等の状況確認を行うこと）に同意した者
提出資料	□ 検査費用申請書（初回精密検査用） □ 京都府肝疾患専門医療機関の領収書及び診療明細書 □ 肝炎ウイルス検査の結果通知書 □ フォローアップ参加同意書 ※市町村のフォローアップ事業へ同意し、市町村へ同意書を提出している場合はその写し

B. 職域で実施する肝炎ウイルス検査の陽性者

対象者	京都府に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者 □ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 □ 1年以内 に職域が実施した肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者 □ 府又は市町村の行うフォローアップ（定期的に受診状況等の状況確認を行うこと）に同意した者
提出資料	□ 検査費用申請書（初回精密検査用（職域）） □ 京都府肝疾患専門医療機関の領収書及び診療明細書 □ 肝炎ウイルス検査の結果通知書 □ 職域検査受検証明書 □ フォローアップ参加同意書 ※市町村のフォローアップ事業へ同意し、市町村へ同意書を提出している場合はその写し

C. 妊婦健診時に実施する肝炎ウイルス検査の陽性者

対象者	京都府に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者 □ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 □ 原則1年以内 に妊婦健診において実施した肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者（なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合にはこの限りではない） □ 府又は市町村の行うフォローアップ（定期的に受診状況等の状況確認を行うこと）に同意した者
提出資料	□ 検査費用申請書（初回精密検査用） □ 京都府肝疾患専門医療機関の領収書及び診療明細書 □ 母子健康手帳の表紙（交付年月日・妊婦の氏名の記載があるもの）の写し □ 母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し（母子健康手帳で確認できない場合は医療機関が発行する検査結果通知書） □ フォローアップ参加同意書 ※市町村のフォローアップ事業へ同意し、市町村へ同意書を提出している場合はその写し

※申請に必要な様式は京都府ホームページからダウンロードいただくか、もしくは各受付窓口で入手することができます。 京都府ホームページ： <http://www.pref.kyoto.jp/gan/juushouka.html>

D. 手術前に実施する肝炎ウイルス検査の陽性者

対象者	<p>京都府に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 □ 原則1年以内に手術前の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者（なお、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合にはこの限りではない） □ 府又は市町村の行うフォローアップ（定期的に受診状況等の状況確認を行うこと）に同意した者
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> □ 検査費用申請書（初回精密検査用） □ 京都府肝疾患専門医療機関の領収書及び診療明細書 □ 肝炎ウイルス検査の結果通知書 □ 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書 □ フォローアップ参加同意書 ※市町村のフォローアップ事業へ同意し、市町村へ同意書を提出している場合はその写し

● 定期検査

対象者	<p>京都府に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 □ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む） ※無症候性キャリアは定期検査費用助成の対象外です。 □ 住民税非課税世帯に属する者、もしくは市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者 □ 府又は市町村の行うフォローアップ（定期的に受診状況等の状況確認を行うこと）に同意した者 □ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> □ 検査費用申請書（定期検査用） □ 京都府肝疾患専門医療機関の領収書及び診療明細書 □ フォローアップ参加同意書 ※初めて申請する場合のみ提出 □ 診断書（定期検査用） ※ 診断書について、以下のいずれかに該当する場合は省略できます（慢性肝炎から肝硬変など病態に変化があった者は除く）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以前に定期検査の支払いを受けた場合 ・ 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合 ・ 1年以内に肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合 □ 申請者が属する住民票上の世帯の全ての構成員の住民票の写し □ 申請者が属する住民票上の世帯の全ての構成員の住民税の課税（非課税）に係る証明書 ※ 住民票の写し及び課税（非課税）証明書について、以下のいずれかに該当する場合は省略できます <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一年度で、定期検査費用の助成や肝炎治療特別促進事業の申請の際に京都府に提出した書類と同様の内容である場合 ・ 申請書の裏面に個人番号（マイナンバー）を記載した場合

※申請に必要な様式は京都府ホームページからダウンロードいただくか、もしくは各受付窓口で入手することができます。 京都府ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/gan/juushouka.html>

精密検査を受ける医療機関

京都府が指定する「京都府肝疾患専門医療機関」で検査を受けた場合のみ検査費用助成対象となります。他の医療機関で検査を受けられた場合は対象となりませんので、ご注意ください。京都府肝疾患専門医療機関一覧：

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/1208848249187.html>

助成対象となる費用

京都府肝疾患専門医療機関を受診した対象者が医療機関の窓口で支払った初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下表の検査に関連する費用として府が認めた費用の検査費用（ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。）の自己負担分を助成します（償還払い）。

それ以外の検査費用及び定期検査費用助成のための診断書作成費用については助成の対象となりません。定期検査の検査項目・検査費用によっては制度利用メリットがない場合がありますので、医療機関とご相談の上、ご利用ください。

血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD
腫瘍マーカー	AFP、AFP-3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量
超音波検査	断層撮影法（胸腹部） ※ なお、定期検査費用助成における肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT 撮影又はMRI 撮影を対象とすることができます（造影剤を使用した場合も対象）。
B型肝炎	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定、HBc抗原定性・半定量、HBV核酸定量
C型肝炎	HCV抗体定性・定量、HCV血清群別判定、HCV核酸定量

自己負担限度額

提出いただいた資料をもとに助成対象となる金額を算出し、そこから以下に示す自己負担限度額を引いた金額が助成金額となります。

なお、申請から振込まで概ね2か月程度要します。

		自己負担限度額（1回につき）
初回精密検査		0円
定期検査	住民税非課税世帯	0円
	市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	慢性肝炎：2,000円 肝硬変：3,000円

陽性者フォローアップ

肝炎検査の結果、陽性であった方が確実に医療に繋がるよう京都府又は市町村から医療機関の受診状況等の確認を行うことです。年1回程度、調査票を送付し、受診状況等を確認します。

検査費用の助成を受けるためには、フォローアップ事業への参加が必須条件となっています。

お問い合わせ・申請書提出先

申請書は、お住まいの地域の京都府保健所又は京都市各区・支所 区役所健康長寿推進課に提出ください。または、京都府健康対策課への持参もしくは郵送での提出も可能です。

《京都府保健所》

保健所名	住所	電話番号	管轄市町村
乙訓保健所	向日市上植野町馬立8	075-933-1153	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	宇治市宇治若森7-6	0774-21-2192	宇治市、城陽市、久御山町
// 綴喜分室	京田辺市田辺明田1	0774-63-5745	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町
山城南保健所	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0981	木津川市、精華町、和束町、笠置町、南山城村
南丹保健所	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-2979	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	福知山市篠尾新町1-91	0773-22-6381	福知山市
中丹東保健所	舞鶴市倉谷1350-23	0773-75-0806	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4312	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

《京都市各区・支所 健康長寿推進課》

窓口名	電話番号	窓口名	電話番号
北区役所健康長寿推進課	075-432-1438	右京区役所健康長寿推進課	075-861-2177
上京区役所健康長寿推進課	075-441-2872	京北出張所保健福祉第二担当	075-852-1816
左京区役所健康長寿推進課	075-702-1219	西京区役所健康長寿推進課	075-381-7643
中京区役所健康長寿推進課	075-812-2544	洛西支所健康長寿推進課	075-332-8140
東山区役所健康長寿推進課	075-561-9128	伏見区役所健康長寿推進課	075-611-1162
山科区役所健康長寿推進課	075-592-3222	深草支所健康長寿推進課	075-642-3876
下京区役所健康長寿推進課	075-371-7292	醍醐支所健康長寿推進課	075-571-6747
南区役所健康長寿推進課	075-681-3573		

《京都府健康対策課》

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 京都府健康福祉部健康対策課 TEL: 075-414-4765